



第五条 県立学校管理規則（昭和三十一年栃木県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

様式四中

割印	を		に改める。
----	---	--	-------

（県立学校職員服務規程の一部改正）

第六条 県立学校職員服務規程（昭和三十一年栃木県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一中

確認印	を	確認	に改める。
-----	---	----	-------

様式第一の二注を削る。

様式第二中

本人印	を	本人の 確認	に改める。
-----	---	-----------	-------

様式第二の二及び様式第二の三中

本人 印	を	本人の 確認	に改める。
---------	---	-----------	-------

様式第二の四（裏面）中

本人印	を	本人の確認	に	本人 印	を	本人の 確認	に改め、同様式（裏面）中
-----	---	-------	---	---------	---	-----------	--------------

本人 印	を	本人の 確認	に改める。
---------	---	-----------	-------

様式第二の五中

本人 印	を	本人の 確認	に改める。
---------	---	-----------	-------

様式第三から様式第四までの規定中「㊟」を削る。

様式第六中

本人 印	を	本人の 確認	に改める。
---------	---	-----------	-------

様式第七から様式第十三までの規定中「㊟」を削る。

様式第十四中「㊟」を削り、

校長証明認印	を	校長の確認	に
--------	---	-------	---





別記様式第一号中

「(ふりがな) 氏名 印」を「(ふりがな) 氏名 印」に改める。  
 (本人署名の場合は押印省略可)

別記様式第二号中

「氏名 印」を「氏名 (本人が署名すること。)」に改める。  
 (本人署名の場合は押印省略可)

別記様式第三号中

「本人氏名 印」を「本人氏名 (本人が署名すること。)」に改める。  
 (本人署名の場合は押印省略可)

別記様式第五号中

「(ふりがな) 氏名 印」を「(ふりがな) 氏名 印」に改める。  
 (本人署名の場合は押印省略可)

別記様式第八号及び別記様式第九号中「印」を削る。

別記様式第十号から別記様式第十一号までの規定中

「(ふりがな) 氏名 印」を「(ふりがな) 氏名 印」に改める。  
 (本人署名の場合は押印省略可)

別記様式第十三号中「印」を削る。

別記様式第十五号中

「校長氏名 印」を「校長氏名 (ふりがな) 氏名 印」に改める。  
 (ふりがな) 主幹教諭等氏名 印

別記様式第十六号中「印」を削る。

別記様式第十七号、別記様式第十八号及び別記様式第二十一号から別記様式第二十七号までの規定中

「(ふりがな) 氏名 印」を「(ふりがな) 氏名 印」に改める。  
 (本人署名の場合は押印省略可)

(栃木県埋蔵文化財センター管理規則の一部改正)

**第十一条** 栃木県埋蔵文化財センター管理規則(平成三年栃木県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(栃木県教育委員会聴聞手続規則の一部改正)

**第十二条** 栃木県教育委員会聴聞手続規則(平成六年栃木県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞調書の記載事項等)</p> <p><b>第十二条</b> 法第二十四条第一項及び条例第二十四条第一項の調書には、次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号及び第六号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならぬ。</p> <p>一 九略</p> <p>2 略</p>	<p>(聴聞調書の記載事項等)</p> <p><b>第十二条</b> 法第二十四条第一項及び条例第二十四条第一項の調書には、次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号及び第六号に掲げる事項を除く。)を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならぬ。</p> <p>一 九略</p> <p>2 略</p>

(聴聞結果報告書の記載事項等)

**第十三条** 法第二十四条第三項及び条例第二十四条第三項の報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならぬ。  
一 三 略

(聴聞結果報告書の記載事項等)

**第十三条** 法第二十四条第三項及び条例第二十四条第三項の報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならぬ。  
一 三 略

別記様式第一号から別記様式第五号までの規定中「**㉒**」を削る。

(栃木県情報公開条例施行規則等の一部改正)

**第十三条** 次に掲げる規則の規定中「**㉒**」を削る。

- 一 栃木県情報公開条例施行規則(平成十二年栃木県教育委員会規則第三号)別記様式第十三号
- 二 栃木県個人情報保護条例施行規則(平成十三年栃木県教育委員会規則第七号)別記様式第二十六号

(栃木県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部改正)

**第十四条** 栃木県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則(平成十四年栃木県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「**㉒**」を削る。

(栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正)

**第十五条** 栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成十七年栃木県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「**㉑**」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**栃木県教育委員会訓令第一号**

本 局  
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

**栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令**

栃木県教育委員会事務局処務規程(昭和六十一年栃木県教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの規定中「**㉑**」を削る。

別記様式第五号(表画)中

命 令 権 者 印	を	命 令 権 者 の 確 認	に、	勤 務 者 印	を	勤 務 者 の 確 認	に改める。
-----------------------	---	---------------------------------	----	------------------	---	----------------------------	-------

別記様式第九号中

本人印	を	本人の 確 認	に改める。
-----	---	---------------	-------

別記様式第十号及び別記様式第十一号中

本人印
-----

を

本人の 確認
-----------

を

別記様式第十二号(兼画)中

本人印
-----

を

本人の確認
-------

を

本人印
-----

別記様式第十三号(兼画)中

本人の確認
-------

を

本人印
-----

を

本人の 確認
-----------

を

別記様式第十二号の二及び別記様式第十三号中

本人印
-----

を

本人の 確認
-----------

を

別記様式第十四号中「印」を削る。

別記様式第十四号の二中

申告年月日 年 月 日	本人印	
割振り年月日 年 月 日	所属長印	

を

別記様式第十四号の三中

申告年月日 年 月 日	
割振り年月日 年 月 日	

を

本人印	所属長印
-----	------

を

別記様式第十四号の四中

本人の 確認	所属長の 確認
-----------	------------

を

別記様式第十四号の五及び別記様式第十四号の六中「印」を削る。

職・氏名	確認印

を

職・氏名	本人の 確認



別記様式第二十七号中


を


に改める。

別記様式第二十七号の二中「㊟」を削る。

氏名	印	備考

氏名	本人の 確認	備考

別記様式第二十七号の三中

を

に改める。



別記様式第二十七号の七から別記様式第二十七号の十までの規定中「㊦」を削る。  
 別記様式第三十二号中「㊦」を削る。  
 別記様式第三十三号中「㊦」を削る。  
 別記様式第三十四号中「㊦」を削る。  
 別記様式第三十五号中「㊦」を削る。  
 別記様式第三十六号中「㊦」を削る

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**栃木県教育委員会訓令第二号**

事務局  
学校以外の教育機関

栃木県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒川政利

**栃木県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令**

栃木県教育委員会公印規程（昭和五十一年栃木県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

所属地

を

所属地  
確認

に改める。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**栃木県教育委員会訓令第三号**

県立学校

県立学校公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒川政利

**県立学校公印規程の一部を改正する訓令**

県立学校公印規程（昭和四十一年栃木県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第二号及び別記様式第四号中「㊦」を削る。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**栃木県教育委員会訓令第四号**

県立学校

栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒川政利

**栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令**

栃木県立学校文書等取扱規程（平成十三年栃木県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(文書等の施行者名)</p> <p><b>第五条 略</b></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本局（栃木県教育委</p>	<p>(文書等の施行者名)</p> <p><b>第五条 略</b></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本局（栃木県教育委</p>

員会事務局組織規程（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第四号）第一条第二項に規定する本局をいう。）、「教育事務所（同規則第二十二條第一項に規定する教育事務所をいう。）若しくは県立学校その他の教育機関

に発する文書等又は軽易な文書等には、施行者の職名を用い、氏名を省略することができる。

（公印の押印）

**第六條** 施行する文書には、次に掲げるものを除き、公印を押印しないものとする。

- 一 法令等の規定により押印を要する文書
- 二 権利、義務又は事実証明に関する文書
- 三 前二号に掲げるもののほか、公印を押印することが特に必要と認められる文書

員会事務局組織規程（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第四号）第一条第二項に規定する本局をいう。）、「教育事務所（同規則第二十二條第一項に規定する教育事務所をいう。）若しくは県立学校その他の教育機関（次条において「本局等」という。）に発する文書等又は軽易な文書等には、施行者の職名を用い、氏名を省略することができる。

に発する文書等又は軽易な文書等には、施行者の職名を用い、氏名を省略することができる。

（公印の押印）

**第六條** 施行する文書には、公印を押印しなければならない。ただし、本局等に発する文書（重要な文書を除く。）又は軽易な文書については、これを省略することができる。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

（総務課）